

核物質防護体制の強化に向けた取組

－ 放射線発散処罰法改正案をめぐる論議 －

環境委員会調査室 中野 かおり

はじめに

第 186 回国会の 2014 年 2 月 25 日に「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「本法律案」という。)は国会に提出され、同年 4 月 16 日に参議院本会議において、全会一致で可決、成立した。本法律案は、「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」(平成 19 年法律第 38 号、以下「放射線発散処罰法」という。)を改正し、2005 年に改正された「核物質の防護に関する条約」の国内担保措置を講じようとするものである¹。

以下、核物質防護条約の制定から改正に至る経緯及びそれを受けた国内担保措置の変遷について整理した後、本法律案の国会における主な論議について紹介する。なお、主な論議においては、本法律案の改正内容に限らず、核物質防護に関する今後の課題として質疑がなされた事項についても取り上げている。

1. 核物質防護条約の経緯及び国内担保措置の変遷

(1) 核物質防護条約の制定

1960 年代から 1970 年代にかけて、原子力技術の国際移転が急速に進むとともに、発電用原子炉の設備容量も増加する傾向にあった。この頃、ハイジャック等の国際テロリズム活動が発生したことと、原子力施設に対する妨害破壊活動の発生の兆しが見られたことから、核物質がテロ組織等に所持されて脅迫に利用されたり、妨害破壊行為によって原子力施設が破壊されるおそれについて認識されるようになった²。こうした中、国際原子力機関 (I A E A)³は、1972 年に核物質防護に関する初めての国際的指針を作成し、1975 年には、核物質防護に関する勧告文書 (INFCIRC/225)⁴を公表した。なお、この勧告文書は、約 40 年にわたり、各国の共同作業により随時内容が改善されており、2011 年に最新版である INFCIRC/225/Rev. 5 が採択された⁵。

¹ 改正核物質防護条約を締結するための「核物質の防護に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件」については、2014 年 6 月 4 日に参議院において全会一致で承認された。

² 神田啓治ほか『原子力政策学』(京都大学学術出版会 平成 21 年 11 月) 344 頁

³ I A E A (International Atomic Energy Agency) は、1957 年に、原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止する目的で設立された国連の機関である。

⁴ INFCIRC は Information Circulars の略で、I A E A が関与する条約、協定、基準、指針などについて情報提供のため刊行している公開文書をいう。

⁵ 1977 年に INFCIRC/225/Rev. 1、1989 年に INFCIRC/225/Rev. 2、1993 年に INFCIRC/225/Rev. 3、

核物質防護体制をめぐる国際的な対応は、I A E A の勧告文書 (INFCIRC/225) が先行したが、法的拘束力のある条約化に向けた動きも、勧告の作成を追い掛けるように始まった⁶。1969年に他国に先駆けて核物質防護に関する法律を制定した米国は、1974年の国連総会において演説を行い、核物質の移転に関する防護措置について国際条約を作成すべきと主張した。1977年には米国がI A E Aに核物質防護条約の原案を提案したのを契機に議論が進展し、1979年10月に条約が採択され、1987年2月に発効した。

核物質防護条約は、締約国に対し、国際輸送中の核物質について防護措置を義務付けるとともに、核物質の窃取等の行為を犯罪として、容疑者が刑事手続を免れることがないように、締約国に対して裁判権を設定し、容疑者を引き渡さない場合には自国の当局に事件を付託すること等を義務付けている。2014年2月現在、締結国は、日本を含む148か国及び欧州原子力共同体である。核物質防護条約は、核物質防護に関する国際的な枠組みを定めた多国間条約であり、I A E A の勧告文書 (INFCIRC/225) とともに、核物質防護において重要な役割を果たしている。

(2) 核物質防護条約を受けた日本の対応

日本では、上記のような1970年代後半の国際的な動向を踏まえ、原子力委員会に設けられた核物質防護専門部会で検討が行われ、1980年6月に最終報告書が公表された。これを受け、原子力委員会は、1981年3月に「我が国における核物質防護体制の整備について」の決定を行い、関係行政機関に対して、同報告書に示された内容を指針として、核物質防護施策や法令整備等の体制整備及び核物質防護条約の批准に備えた諸般の整備を行うこと等を求めた。

その後、1987年2月に発効した核物質防護条約に加入するに当たり、1988年5月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。)の一部を改正し、国内担保法の整備を行った。具体的には、核物質防護条約が求める要件である、国際輸送中の核物質を条約で定める水準で防護すること及び条約で定めている犯罪行為を国内法で処罰することとした⁷。その際、条約の締結に必要とされる措置にとどまらず、国内の原子力施設及び国内で輸送中の核物質についても、事業者が所要の措置を講じることを法律上義務付けた⁸。な

1999年にINFCIRC/225/Rev. 4が採択された。

⁶ 小溝泰義「核物質防護条約の改正採択のための締約国会議に参加して」『核物質管理センターニュース』34巻10号(平17.10)2頁

⁷ 他の主な改正として、法の目的に、「核燃料物質の防護」を加えるとともに、核物質を取り扱っている原子力事業者が行うべき核物質防護措置の基準の明確化、核物質の輸送を行う者の核物質防護措置と責任体制の明確化等が行われた。また、刑法第4条の2が新たに追加され、条約上要請される範囲で刑法各則の罪の国外犯を処罰することが可能とされた。なお、核物質の危険性を踏まえて、原子炉等規制法ではなく、単独立法にすべきであるとの質疑もあったが、科学技術庁(当時)は、「現時点では、原子力事業者が核物質防護の措置を採らせるという考え方にに基づき、原子力事業者に対する規制と併せて、原子炉等規制法の中に位置付けることが適当である」旨、答弁している。(第112回国会衆議院科学技術委員会議録第5号4頁(昭63.4.14))

⁸ 科学技術庁(当時)は、「I A E A のガイドラインでは、国内措置についても規定していることから、

お、日本は、1988年10月に条約へ加入し、同年11月に日本について効力が発生した。

(3) 核物質防護条約の改正

核物質防護条約が発効してから5年後の1992年に見直しのための国際会議が開催されたものの、条約の改正は行われなかった。しかし、冷戦終結後の核物質の不法取引⁹や核によるテロリズムの脅威などの国際情勢を背景に、米国など一部の国々から、同条約の強化を求める声が上がった。これを受けて、1999年11月にIAEAにおいて、現行条約の改正の要否を検討するための非公式専門家会合が開催され、2001年5月、報告が採択された。この報告においては、核物質防護条約の適用範囲を国際輸送だけでなく、国内における核物質の使用、貯蔵及び輸送の際の防護、さらに、原子力施設への妨害破壊行為にまで拡大すべきであるとされた。

同報告を受け、核物質防護条約の改正案の作成のため、2001年12月から2003年3月にかけて、IAEAの専門家会合が開催された。その結果、2005年7月、88の締約国及び欧州原子力共同体の参加により、改正案の審議のための会議が開催され、改正案は全会一致で採択された。

主な改正の内容は、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組を強化するため、①国際輸送中の核物質を防護することに加え、自国の管理下にある核物質及び原子力施設について防護の制度を確立すること、②核物質の窃取等に加え、法律の権限なしに行う核物質のある国への又はある国からの移動、原子力施設に対して行われる不法な行為を自国の国内法により犯罪とすることを義務付けること等である。

改正条約は、現行条約の締約国149か国の3分の2に当たる99か国が批准書等を寄託した日の後30日目の日に発効することとされている。2014年2月時点で73か国の締結にとどまっており、G8諸国では、英国、ドイツ、ロシア、フランス、カナダが締結しているが、日本、米国、イタリアは締結していない。こうした状況から、改正条約を早期に発効させるため、2012年3月に韓国・ソウルで開催された第2回核セキュリティ・サミット¹⁰において発出された声明書では、各国は2014年までに改正条約を締結するよう国内手続を加速化させることが求められた¹¹。

2. 本法律案の概要等

(1) 本法律案提出の背景

前述の改正条約の主な内容のうち、日本の対応として、①については、IAEAの

国際輸送のみならず国内施設で扱っている核物質の防護についても法律上の手当を行う」旨、答弁している。(第112回国会衆議院外務委員会議録第5号17頁(昭63.4.1))

⁹ 1990年代に旧ソ連、東欧諸国を中心に核密輸が横行した。

¹⁰ 2009年4月にオバマ米大統領がチェコ・プラハにおいて演説を行い、核テロは地球規模の安全保障に対する最も緊急かつ最大の脅威とした上で、核セキュリティ・サミットを提唱した。サミットでは、首脳レベルで核テロ対策に関する基本姿勢や取組状況、国際協力の在り方について議論する。なお、第1回核セキュリティ・サミットは、2010年4月に米国・ワシントンで開催された。

¹¹ また、2014年3月にオランダ・ハーグで開催された第3回核セキュリティ・サミットにおいて、「核物質防護条約改正の本年後半における発効を目指して引き続き取り組む」ことが声明書に記載された。

勧告文書（INFCIRC/225）を原子炉等規制法等に順次取り入れることにより、国内措置を講じている。一方、②については、現行の国内法では担保されていないため、新たな措置を講じることが求められた。

そこで、改正条約の締結に向けた国内担保措置の在り方について、関係省庁間で検討が行われた結果、「放射線発散処罰法」に必要な改正を加えることが適当であるとの結論が出された。そもそも放射線発散処罰法は、2007年7月に発効した「核によるテロリズムの行為に関する国際条約」（以下「核テロリズム防止条約」という。）¹²の国内担保措置として制定された。その際、原子炉等規制法に規定されていた核物質防護条約に関する罰則規定を放射線発散処罰法に移行したことから、放射線発散処罰法は、核物質防護条約及び核テロリズム防止条約の国内担保法という位置付けとなっている。

（２）本法律案の概要

本法律案の内容は、新たに第6条を追加し、特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為について（核燃料物質輸出入罪）、その罰則を7年以下の懲役とし、その未遂を罰するとともに、予備について3年以下の懲役とすること、また、第7条を第8条とし、原子力施設に対する行為等により人の生命等に害を加えるとの脅迫による強要を処罰の対象に追加し、その罰則を5年以下の懲役とすることである。なお、本法律案の施行日は改正核物質防護条約が日本国について効力を生じる日である（表1参照）。

表1 本法律案の概要

| <現行法> | <改正案> |
|---|---|
| 第3条 人の生命等に危険を生じさせる放射性物質の取扱い等又は未遂等 【無期又は二年以上の懲役等】 | 第3条 人の生命等に危険を生じさせる放射性物質の取扱い等又は未遂等 【無期又は二年以上の懲役等】 |
| 第4条 原子核分裂等装置の製造又は未遂 【一年以上の有期懲役等】 | 第4条 原子核分裂等装置の製造又は未遂 【一年以上の有期懲役等】 |
| 第5条 原子核分裂等装置又は放射性物質の所持又は未遂 【十年以下の懲役等】 | 第5条 原子核分裂等装置又は放射性物質の所持又は未遂 【十年以下の懲役等】 |
| 第6条 放射性物質又は原子力核分裂等装置を用いた脅迫 【五年以下の懲役】 | 新第6条 特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為又は未遂等 【七年又は三年以下の懲役等】 |
| 第7条 特定核燃料物質を窃取、強取することを告知した脅迫による強要 【五年以下の懲役】 | 第7条 放射性物質又は原子力核分裂等装置を用いた脅迫 【五年以下の懲役】 |
| 第8条 第3条から第7条までの犯罪の国外犯を処罰 | 第8条 特定核燃料物質を窃取、強取すること又は原子力施設に対して行われる行為等により人の生命等に害を加えることを告知した脅迫による強要 【五年以下の懲役】 |
| | 第9条 第3条から第8条までの犯罪の国外犯を処罰 |

※ 施行期日は、核物質防護条約の改正が日本国について効力を生ずる日

（出所）原子力規制委員会資料

¹² 核テロリズム防止条約は、1996年に国連総会で採択された「国際テロリズム廃絶措置」決議を契機として、2005年に国連総会で採択された。条約では、死又は身体の重大な傷害、財産の著しい損害等を引き起こす意図をもって、放射性物質又は核爆発装置等を所持、使用等する行為や放射性物質の放出を引き起こすような方法で原子力施設を使用し又は損壊する行為等を犯罪行為としている。なお、日本については、2007年9月に発効した。

3. 国会における主な論議

(1) 罰則規定

ア 核燃料物質輸出入罪

本法律案では、核燃料物質輸出入罪（第6条）及び強要罪（第8条）が新たな罰則として追加される。これに対して、犯罪の抑止力という観点から、量刑が軽すぎるのではないかとの質疑があった。原子力規制庁は、「核燃料物質輸出入罪については、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及びサリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）において、人の生命に害を加えるような毒性のある危険物質の輸出入に係る罰則の量刑が7年以下の懲役であること、核物質とサリンはその影響を総合的に考えた結果、同様の量刑で考えてよいと判断したことから、その罰則について、7年以下の懲役、その予備については3年以下の懲役とする」旨、答弁している¹³。

また、本法律案の量刑が他の締約国と同レベルなのかとの質疑があった。原子力規制庁は、各国の状況を網羅的に調べたわけではないとの前置きをした上で、「ドイツにおいては5年以下の懲役、フランスにおいては10年以下の拘禁刑又は罰金となっている。なお、国内の罰則規定の量刑の検討に当たっては、我が国法律全体の刑の均衡を考慮して決定することが重要である」旨、答弁している¹⁴。

さらに、予備罪については、具体的な法益侵害がなくても処罰することができるため、正当な事業活動や研究が萎縮することがないように適切な運用を求める質疑があった。原子力規制庁は、「予備は、未遂行為の以前の準備段階で、例えば、違法な特定核燃料物質輸出入行為に係る資金調達やそのための会社設立が考えられる。なお、罰則の適用については、捜査当局が法益保護の必要性和行動の自由の保護の両者を考慮した上で個別具体的に決めるべきものとする」旨、答弁している¹⁵。

イ 強要罪

強要罪については、原子力施設に対する行為等により人の生命等に害を加えるとの脅迫による強要について5年以下の懲役とすることとしている。これに対しても犯罪の抑止力という観点から、量刑が軽すぎるのではないかとの質疑があった。原子力規制庁は、強要罪については、現行法で、特定核燃料物質の窃盗、強取を行うことを告知したことによる強要行為について、5年以下の懲役とすることに鑑み、「基本的には悪質性という観点から同等であろうとの判断に基づき決定した」旨、答弁している¹⁶。

(2) 原子力施設の核物質防護体制

原子力施設における核物質防護体制の整備については、1988年の原子炉等規制法の

¹³ 第186回国会参議院環境委員会会議録第5号3頁（平26.4.15）

¹⁴ 第186回国会衆議院環境委員会会議録第4号17～18頁（平26.4.1）

¹⁵ 第186回国会参議院環境委員会会議録第5号3～4頁（平26.4.15）

¹⁶ 第186回国会衆議院環境委員会会議録第4号15～16頁（平26.4.1）

改正による核物質防護体制の整備に始まり、2001年に発生した米国同時多発テロを受けた2005年の原子炉等規制法の改正、そして、最新のIAEA勧告（INFCIRC/225/Rev. 5）及び東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた2011年度の関係省令の改正¹⁷を経て、その強化が図られてきた。

しかし、日本のテロ対策について、これまで深刻な事態に陥らなかったのは、鉄壁な防護体制があったからではなく、むしろその脆弱性にもかかわらず、凶悪なテロリストの標的にならなかったことと、原子力発電所の就業者の善良さに負うところの方が大きいとの指摘がある¹⁸。さらに、日本の原子力施設はテロリストの格好のターゲットになっているとして米国が日本の警備体制の強化を促しているとの報道もある¹⁹。

こうしたことを背景に、核セキュリティ体制の強化に向けて我が国の対策を強化する必要があるとの質疑があった。石原環境大臣は、「IAEAのIPPAS（核物質防護サービス）²⁰のミッションを受け、国際的なものと比較した上で、必要とあらば、さまざまな法改正をやり、核セキュリティ体制を強化していく」旨、答弁している²¹。

なお、原子力規制庁は、2014年3月にオランダ・ハーグで開催された第3回核セキュリティ・サミットにおける総理ステートメントで、日本は2015年の春までにIAEAが実施するIPPASの受入れを表明したことを踏まえ、「日本の核物質防護体制は、外部から批判を受ける機会がなかったことから、国際的かつ第三者的な観点からの助言を受けることは、日本の核セキュリティ体制の向上に資するものと期待している」旨、答弁している²²。

（3）輸送時の核物質防護体制の在り方

日本の輸送時の核セキュリティ体制は、「輸送物（例：輸送容器）」、「輸送方法（例：トラック）」及び「輸送経路・日時」ごとに所管する規制行政機関及び治安当局が異なっている（表2参照）。

この点について、輸送時の核物質防護体制の担当省庁や担当範囲が入り組んでいるため、トラブルが発生した場合に省庁間の隙間に落ちて対応が後手に回ることを懸念する質疑があった。原子力規制庁は、「トラブルが発生した際には、原子炉等規制法に基づき、輸送ごとに作成される緊急時対応計画により、輸送事業者より関係省庁に速

¹⁷ 2011年12月に「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（昭和53年通商産業省令第77号）等の一部改正、2012年3月に「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」（昭和32年総理府令第83号）及び「核燃料物質の使用等に関する規則」（昭和32年総理府令第84号）の一部改正が行われた。

¹⁸ 佐藤暁「核テロの脅威について考える」『科学』83巻5号（平25.5）553～561頁

¹⁹ 『朝日新聞』（平26.3.24）

²⁰ IPPASとは、核物質防護対象施設を保有するIAEA参加国からの要望に基づき、IAEA主導の下、各国の核物質防護専門家から構成されるチームが、要望のあった国の政府及び原子力施設を訪れ、施設の核物質防護措置の内容を確認するとともに、政府関係者及び原子力事業者からのヒアリングを行うことで、核物質防護条約及びIAEA核物質防護勧告（INFCIRC/225）に準拠した防護措置を実施する上で必要な助言等を行う諮問サービスをいう。1996年以降、39か国に61ミッションが派遣されており、2011年に英国、フランス、2013年に米国が受け入れている。

²¹ 第186回国会衆議院環境委員会議録第4号4～5頁（平26.4.1）

²² 第186回国会参議院環境委員会議録第5号4頁（平26.4.15）

やかに通報がなされ、それを受けた関係省庁は速やかに情報共有を行い、必要な対応についての連携がとられる体制になっており、その際、原子力規制委員会は、関係省庁の調整役を担う」旨、答弁している²³。また、「同委員会に核セキュリティに関する検討会を設置し²⁴、幅広い視点から核セキュリティに関する当面の課題について議論するとともに、別途関係省庁会議を設置して、関係省庁との間で核セキュリティに関する緊密な連携体制を構築する」旨、答弁している²⁵。このように、原子力規制委員会は核セキュリティに関する調整役として、隙間に落ちてしまう事案がないよう関係機関と緊密に連携し、組織体制の強化を図るとしている。

これに関し、核テロ対策の観点から輸送時の関係組織間の責任体制は重要な問題であるため、組織の一元化を図るべきであるとの質疑があった。石原環境大臣は、「I A E A の I P P S A の受入れ等を通じて国際社会の評価を明確にした中で、輸送等も含めてどんな形がいいのか早急に取りまとめる」旨、答弁している²⁶。

表 2 日本の核物質防護に係る体系

| 原子力施設 | | | 輸 送 | | |
|---------|---------|---------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 発電炉 | 研究炉 | 加工施設等 | 陸上輸送 (注1、2) | 海上輸送 | 航空輸送 (注3) |
| 原子力規制庁 | 原子力規制庁 | 原子力規制庁 | 【輸送物】 原子力規制庁 | 【輸送物】 国土交通省 | 【輸送物】 国土交通省 |
| | | | 【輸送方法】 国土交通省 | 【輸送方法】 国土交通省 | 【輸送方法】 国土交通省 |
| | | | 【輸送経路・日時】 公安委員会 | 【輸送経路・日時】 海上保安庁 | 【輸送経路・日時】 国土交通省 |
| 原子炉等規制法 | 原子炉等規制法 | 原子炉等規制法 | 原子炉等規制法 放射線障害防止法 | 船舶安全法 | 航空法 |

(注) 1. 放射性医薬品の陸上輸送については、薬事法に基づき厚生労働省により規制が行われている。
2. 鉄道輸送についても規制対象であるが、輸送実体はない。
3. 原則として核分裂性物質の輸送は禁止されている。

(出所) 原子力規制委員会資料から作成

(4) 個人の信頼性確認制度導入に向けた検討

個人の信頼性確認制度とはいわゆる身元確認調査のことであり、I A E A の勧告文書 (INFCIRC/225 Rev. 4 及び Rev. 5) において、内部者による情報漏えい又は妨害破壊行為等により、核セキュリティの実効性が悪影響を受ける可能性があることから、こうした脅威を最小化する防護措置の一つとして、核物質及び原子力施設に係る分野において個人の信頼性確認の実施が勧告されている。実際、国内外において、内部者によるものと推察される事案が発生しており (表 3 参照)、潜在的な脅威が否定できない

²³ 第 186 回国会衆議院環境委員会議録第 4 号 10 頁 (平 26. 4. 1)

²⁴ 現在、核セキュリティに関する検討会に設置された「輸送における核セキュリティに関するワーキンググループ」において、輸送時における I A E A 勧告 (INFCIRC/225/Rev. 5) の国内規制への導入等について、非公開であるが議論が進められている。

²⁵ 第 186 回国会参議院環境委員会会議録第 5 号 10 頁 (平 26. 4. 15)

²⁶ 第 186 回国会衆議院環境委員会議録第 4 号 15 頁 (平 26. 4. 1)

状況にある。また、現時点で、主要な原子力利用国において、当該制度を取り入れていないのは日本のみである²⁷。

こうした状況を受け、日本は前述の第2回核セキュリティ・サミットにおける総理ステートメントにおいて、同制度の導入について検討を進めることを公表した。2013年9月には、原子力規制委員会に設置された核セキュリティに関する検討会において、今後の中心的な課題の一つとして個人の信頼性確認制度が挙げられたことを受け、2014年1月には「個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループ」が設置され、同年3月に第一次取りまとめ案が公表された。同ワーキンググループは原則非公開とされているため、議論の詳細な内容は明らかではないが、取りまとめ案では、個人の信頼性確認は、実効性ある内部脅威対策の一手段であることから、これを法令により制度化し、信頼性確認の対象とする者は、原子炉設置者などの事業者の従業員のみならず関係会社の従業員までを対象とするとの方向性を打ち出した。また、規定すべき事項として、①個人の信頼性確認の実施、②信頼性確認を行う者の範囲（業務）、③信頼性確認の項目、④第三者への照会、⑤個人情報を提供することについて、使用目的の明示及び本人の同意、⑥信頼性確認結果の本人への通知、⑦苦情への対応、⑧取得情報の目的外利用の禁止が挙げられている。

表3 内部者によると見られる原子力施設内での事例

| 【国内事例】 | |
|--------|---|
| 年月 | 事例 |
| H19.5 | 日本原電（株）敦賀発電所の倉庫に保管していたステンレス配管4本の所在不明 |
| H19.7 | 北海道電力（株）泊発電所3号機の建設現場での連続不審火 |
| H19.9 | 中部電力（株）浜岡原子力発電所放射線管理区域内（防護区域内）に保管していた白金板（約2kg）の所在不明 |
| H20.3 | 東京電力（株）福島第一原子力発電所構内の協力会社事務所内においてノートパソコンが所在不明 |
| H25.5 | 関西電力（株）社員が、路上に設置している変圧器を故意に操作し停電事故を発生 |
| H25.7 | 関西電力（株）高浜発電所構内に駐めてあったトラックのバッテリーの所在不明 |
| H25.12 | 原子燃料工業（株）熊取事業所の分析室（防護区域内）にあった白金製試料皿（40個）の所在不明 |
| 【海外事例】 | |
| 年月 | 事例 |
| H19.11 | 米国：ベルデ発電所で、従業員がパイプ爆弾（ただし偽物）を持ち込もうとして逮捕 |
| H24.6 | スウェーデン：リングハルス原子力発電所で、フォークリフトの下部に仕掛けられた爆発物を発見 |
| H25.8 | インド：高速増殖炉建設に関わる企業のインド人技術者を機密情報持ち出し容疑で逮捕 |

（出所）原子力規制委員会資料

本法律案の審議の際には、個人の信頼性確認制度に関連する質疑が多くなされた。同制度の導入に際する課題について質疑があったところ、原子力規制庁は、「同制度については、現在、原子力規制委員会の核セキュリティに関する検討会において検討を行っているが、信頼性確認を行う者の範囲、信頼性確認の項目、実施主体など多くの

²⁷ 米国、英国、ドイツ、フランスなどは個人の信頼性確認制度を導入している。なお、現在、我が国は信頼性確認制度が導入されるまでの間、二人ルール（作業による不法行為を防止するため、入域を許可された2人以上の作業者の存在が必要とされるルール）の徹底など信頼性確認の暫定的な代替措置の実施を強化・徹底していくこととしている。（原子力委員会原子力防護専門部会『我が国の核セキュリティ対策の強化について』（平成24年3月））

実務上の課題について検討すべきことがあること、また、個人のプライバシーの問題に深く関わることから慎重に検討を行う」旨、答弁している²⁸。そして、具体的には、「信頼性の確認項目については、各国によって制度が異なるため、日本の現状に合った対策の取り方を検討する」旨、答弁している²⁹。また、日本の核物質防護体制を強化する観点から、取りまとめの目途を示すべきとの質疑に対して、原子力規制庁は、「一定の方向性をつけた上で、立法措置を講じることになると思うが、具体的な時期については決まっていない」旨、答弁している³⁰。

一方、テロ対策を理由に従業員などを内部脅威者と捉えて個人の信頼性確認制度の対象にすれば、プライバシー権や労働関係法規上、様々な問題が出てくる可能性があることから、同制度の導入に反対する意見があった。原子力規制庁は、「個人の信頼性確認は、潜在的脅威の事前排除という面で内部脅威対策の一手段と認識しており、まずはワーキンググループで実務上の課題に関する検討を進める」旨、答弁している³¹。

おわりに

今後取り組むべき課題として、まず日本は二国間あるいは多国間の協議等を活用して改正核物質防護条約の早期発効に向けた働き掛けを進めることが求められる。そして、改正条約発効後は、締約国がいかに条約上の義務を履行していくかが重要となる。改正条約は核不拡散条約のような査察制度³²を有する条約ではなく、発効後に締約国が義務を履行しているか確認する手段がない。そこで、締約国は、条約の実効性を担保するため、各国の核物質及び原子力施設の防護に関する国内法や制度について、IAEAの実施するIPPASなどの制度を活用し、相互に情報共有を図り、信頼関係を醸成するとともに、核物質防護体制の一層の強化を図ることが求められる。同時に、国内措置に関しては、個人の信頼性確認制度を始めとする核セキュリティ対策の在り方について、今後、法制度の見直し等の可能性を含めてどのような議論が行われるか注視していく必要がある。

(なかの かおり)

²⁸ 第186回国会参議院環境委員会会議録第5号4～5頁(平26.4.15)

²⁹ 前掲注28参照。なお、海外(米国、ドイツ等)と比較した場合、日本には、個人の信頼性確認に関する分野横断的な一般法がないこと、原子力分野における雇用形態が専門職・技能職ではなくジェネラリスト型であることなど前提となる現状に相違点が見られるとの分析もある(田邊朋行「我が国原子力事業における従業員信頼性確認制度のあり方と課題-ドイツ及び米国の法制度からの示唆-」『(財)電力中央研究所研究報告書』(平21.4))

³⁰ 第186回国会参議院環境委員会会議録第5号6頁(平26.4.15)

³¹ 第186回国会参議院環境委員会会議録第5号14～16頁(平26.4.15)

³² 査察とは、核物質を扱っている施設に対してIAEAと国の査察官が立ち入り、計量管理の記録を確認したり、放射線検知器等を使って未申告の原子力活動がないか調査を行うものである。原子力発電所の他、研究機関や大学などが該当し、通告があった場合は受入義務が生じる。